

総務常任委員会関係

議第125号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表 第1条関係（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(趣旨) <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項並びに第7条第1項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、一般職に属する県職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員等」という。）の任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員等の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	(趣旨) <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、一般職に属する県職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員等」という。）の任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員等の給与等の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<u>(任期を定めた採用)</u> <p>第2条 一略一</p>	<u>(任期を定めた採用)</u> <p>第2条 一略一</p>
	<p>第2条の2 任命権者は、職員等を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員等を任期を定めて採用することができる。</p> <p>(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務</p> <p>(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務</p> <p>2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員等以外の職員等を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員等を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員等を任期を定めて採用することができる。</p> <p>第2条の3 任命権者は、地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員等（以下「短時間勤務職員」という。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p>

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に
対して職員等により直接提供されるサービスに
について、その提供時間を延長し、若しくは繁忙
時における提供体制を充実し、又はその延長し
た提供時間若しくは充実した提供体制を維持す
る必要がある場合において、短時間勤務職員を
当該サービスに係る業務に従事させることが公
務の能率的運営を確保するために必要であると
きは、短時間勤務職員を任期を定めて採用する
ことができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員
等が次に掲げる承認（地方公営企業等の労働関
係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条
第4号に規定する職員（以下「企業職員」とい
う。）及び地方公務員法第57条に規定する単純
な労務に雇用される職員（以下これらを「企業
職員等」という。）にあっては、当該承認に相
当する承認）を受けて勤務しない時間について
短時間勤務職員を当該職員等の業務に従事させ
ることが当該業務を処理するため適当であると
認める場合には、短時間勤務職員を任期を定め
て採用することができる。

(1) 地方公務員法第26条の2第1項又は第26
条の3第1項の規定による承認

(2) 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和
26年12月県条例第64号。以下「職員休日休暇
条例」という。）第9条の2第1項又は山形
県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する
条例（昭和27年12月県条例第93号。以下「県
立学校職員勤務時間等条例」という。）第16
条の2第1項（市町村立学校職員給与負担法
に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に
に関する条例（昭和27年12月県条例第94号。以
下「市町村立学校職員勤務時間等条例」とい
う。）第2条において読み替えて準用する場
合を含む。）に規定する介護休暇の承認

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律
(平成3年法律第110号)第19条第1項の規定
による承認

(任期の特例)

第2条の4 法第6条第2項に規定する条例で定
める場合は、第2条の2第1項第1号に掲げる
業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に
一定の期間延期された場合その他やむを得ない

(任期の更新)

第3条 任命権者は、前条各項の規定により任期を定めて採用された職員等の任期が5年に満たない場合にあっては、採用した日から5年を超えない範囲内において、あらかじめ当該職員等の同意を得て、その任期を更新することができる。

事情により同条各項又は前条各項の規定により任期を定めて採用された職員等又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で、第2条の2各項又は前条各項の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

(任期の更新)

第3条 任命権者は、第2条各項の規定により任期を定めて採用された職員等の任期が5年に満たない場合にあっては、採用した日から5年を超えない範囲内において、あらかじめ当該職員等の同意を得て、その任期を更新することができる。

2 任命権者は、第2条の2各項又は第2条の3各項の規定により任期を定めて採用された職員等又は短時間勤務職員の任期が3年（前条に規定する場合にあっては、5年。以下この項において同じ。）に満たない場合にあっては、採用した日から3年を超えない範囲内において、あらかじめ当該職員等又は短時間勤務職員の同意を得て、その任期を更新することができる。

(給与に関する特例等)

第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員等（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員（以下「企業職員」という。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

—略—

—略—

2～5 —略—

—略—

—略—

2～5 —略—

第7条 第2条の3各項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（企業職員等を除く。以下「任期付短時間勤務職員」という。）に対する給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第3項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条

例」という。) 第9条の規定により読み替えられた職員の勤務時間に関する条例(昭和26年10月県条例第44号)第2条第2項又は任期付職員条例第11条の規定により読み替えられた山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年12月県条例第93号)第3条第2項(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年12月県条例第94号)第2条において準用する場合を含む。)の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間に関する条例第2条第1項又は山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第3条第1項(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条において準用する場合を含む。)に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする

第5条第4項並びに第6条第2項及

決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を

び第3項		乗じて得た額とする
第12条の定年前再任用短時		任期付職員条例第2
6 第2項任用短時		条の3各項の規定に
第2号間勤務職員		より任期を定めて採用された職員等(以下「任期付短時間勤務職員」という。)
第13条の定年前再任用短時		任期付短時間勤務職員
7 第1項、第13項並びに第15条第2項及びび第3項		
第15条第3項及び	職員勤務時間条例	任期付職員条例第9
第16条第3項第1号ただし書		条の規定により読み替えられた職員勤務時間条例
	県立学校職員勤務時間等条例	任期付職員条例第11
		条の規定により読み替えられた県立学校職員勤務時間等条例
第23条の定年前再任用短時		任期付短時間勤務職員
2(見出しを含む。)	間勤務職員	
	第5条第3項及び	第9条の2
	第4項、第6条、第9条の2	
	第13条の2	第12条の7、第13条の2
	並びに	及び

第8条 第2条の3各項の規定により任期を定めて採用された企業職員に対する企業局給与条例第18条の2及び病院事業局給与条例第23条の規定の適用については、これらの規定中「育児休業法第18条第1項の規定により」とあるのは、「一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年3月県条例第6号)第2条の3各項の規定により任期を定めて」とする。
(任期付短時間勤務職員に対する職員の勤務時

間に関する条例の特例)

第9条 任期付短時間勤務職員に対する職員の勤務時間に関する条例（昭和26年10月県条例第44号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条	法第22条	一般職の任期付職員の
第2項	の4第1	採用等に関する条例(平
	項又は第	成16年3月県条例第6
	22条の5	号)第2条の3各項の規
	第1項の	定により任期を定めて
	規定によ	採用された職員(以下
	り採用さ	「任期付短時間勤務職
	れた職員	員
	(以下	
	「定年前	
	再任用短	
	時間勤務	
	職員	
	15時間30	31時間まで
	分から31	
	時間まで	
第2条	定年前再	任期付短時間勤務職員
第4項	任用短時	
及び第	間勤務職	
5項並	員	
びに第		
5条		

(任期付短時間勤務職員に対する職員休日休暇条例の特例)

第10条 任期付短時間勤務職員に対する職員休日休暇条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる職員休日休暇条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条	地方公務	一般職の任期付職員の
第1項	員法第22	採用等に関する条例(平
第1号	条の4第	成16年3月県条例第6
	1項又は	号)第2条の3各項の規
	第22条の	定により任期を定めて
	5第1項	採用された職員(以下
	の規定に	「任期付短時間勤務職
	より採用	員
	された職	

	員（以下 「定年前 再任用短 時間勤務 職員	
第10条	定年前再任用短時間勤務職員	

(任期付短時間勤務職員に対する県立学校職員勤務時間等条例の特例)

第11条 任期付短時間勤務職員に対する県立学校職員勤務時間等条例の規定（市町村立学校職員勤務時間等条例第2条において準用する場合を含む。）の適用については、次の表の左欄に掲げる県立学校職員勤務時間等条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条	地方公務	一般職の任期付職員の
第2項	員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された学校職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」といふ）	採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号）第2条の3各項の規定により任期を定めて採用された学校職員（以下「任期付短時間勤務職員」といふ）
	15時間30分から31時間まで	31時間まで
第4条	定年前再任用短時間勤務職員	
第1項	任用短時間勤務職員	
及び第2項、第9条第1項第1号並びに第	員	

(委任)
第7条 一略一

17条
(委任)
第12条 一略一

第2条関係（山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(育児休業をすることができない職員等) 第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員等とする。 (1)～(5) 一略一	(育児休業をすることができない職員等) 第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員等とする。 (1)～(5) 一略一 <u>(6) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号）第2条の3第3項の規定により任期を定めて採用された職員等</u>
<u>(6)</u> 一略一 (育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例) 第20条 育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	<u>(7)</u> 一略一 (育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例) 第20条 育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
一略一 一略一 一略一 (任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)	一略一 一略一 一略一 (任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)
第27条 任期付短時間勤務職員（企業職員等を除く。以下同じ。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第27条 任期付短時間勤務職員（企業職員等を除く。以下同じ。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
一略一 一略一 一略一 第23条の定年前再任期付短時間勤務職員 2（見出）任用短時間勤務職員 しを含む。）員	一略一 一略一 一略一 第23条の定年前再任期付短時間勤務職員 2（見出）任用短時間勤務職員 しを含む。）員 第5条第3項及び第4項、第6条、第9条の2 第13条の2 並びに及び

議第126号

山形県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条関係（山形県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(市町村が処理する事務の範囲等)	(市町村が処理する事務の範囲等)
第2条 知事の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。	第2条 知事の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。
事務	市町村
1～14 一略一	一略一
15 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。）、山形県建築基準条例（昭和36年3月県条例第15号。以下この項において「条例」という。）並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(6) 一略一 (7) 法 <u>第18条第16項</u> (法第87条第1項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による県の建築主事に対する通知の受付 (8) 法 <u>第18条第24項第1号</u> （法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定に係る知事に対する申請の受付	第1号から第9号まで及び第11号から第17号までに掲げる事務にあっては山形市以外の市及び各町村、第10号に掲げる事務にあっては山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市以外の市並びに各町村、第18号及び第19号に掲げる事務にあっては各市町村（同号に掲げる事務のうち第18号に規定する認定に係る事務以外の事務にあっては、山形市以外の市及び各町村）
事務	市町村
1～14 一略一	一略一
15 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。）、山形県建築基準条例（昭和36年3月県条例第15号。以下この項において「条例」という。）並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(6) 一略一 (7) 法 <u>第18条第20項</u> (法第87条第1項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による県の建築主事に対する通知の受付 (8) 法 <u>第18条第38項第1号</u> （法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定に係る知事に対する申請の受付	第1号から第9号まで及び第11号から第17号までに掲げる事務にあっては山形市以外の市及び各町村、第10号に掲げる事務にあっては山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市以外の市並びに各町村、第18号及び第19号に掲げる事務にあっては各市町村（同号に掲げる事務のうち第18号に規定する認定に係る事務以外の事務にあっては、山形市以外の市及び各町村）

(9) 法第18条第24項 第2号（法第87条の 4並びに第88条第1 項及び第2項におい て準用する場合を含 む。）の規定による 認定に係る県の建築 主事に対する申請の 受付		(9) 法第18条第38項 第2号（法第87条の 4並びに第88条第1 項及び第2項におい て準用する場合を含 む。）の規定による 認定に係る県の建築 主事に対する申請の 受付	
(10)～(19) 一略一		(10)～(19) 一略一	
16～50 一略一	一略一	16～50 一略一	一略一

2 一略一 2 一略一

第2条関係（山形県手数料条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(手数料の徴収) 第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(351) 一略一	(手数料の徴収) 第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(351) 一略一
(351)の2 建築 構造計算 建築物1 基準法第6条の適合性判定（1棟 3第1項及び第定手数料の建築物 18条第4項の規定に基づく構造 計算適合性判定 を2以上 の部分に 分けて構 造計算を 行ってい る場合 は、一の 部分）に つき、次 の表の左 欄に掲げ る区分に 応じ、そ れぞれ同 表の右欄 に定める 額	(351)の2 建築 構造計算 建築物1 基準法第6条の適合性判定（1棟 3第1項及び第定手数料の建築物 18条第5項の規定に基づく構造 計算適合性判定 を2以上 の部分に 分けて構 造計算を 行ってい る場合 は、一の 部分）に つき、次 の表の左 欄に掲げ る区分に 応じ、そ れぞれ同 表の右欄 に定める 額
区分	区分
金額	金額

—略—	—略—
-----	-----

(352) 建築基準 中間検査 次の表の法第7条の3第を受けた左欄に掲4項の規定により建築物を区分する中間検査を受ける完了検査に応じ、けない建築物に査申請等それぞれ係る同法第7条手数料 同表の右第1項の規定に基づく完了検査欄に定める額の申請又は同法第18条第20項の規定による中間検査を受けない建築物に係る同条第16項の規定に基づく工事の完了の通知に対する検査

区分	金額
—略—	—略—

(352)の2 建築 中間検査 次の表の基準法第7条のを受けた左欄に掲3第4項の規定建築物のを区分による中間検査完了検査に応じ、を受けた建築物申請等手それぞれ係る同法第7条手数料 同表の右第1項の規定に基づく完了検査欄に定める額の申請又は同法第18条第20項の規定による中間検査を受けた建築物に係る同条第16項の規定に基づく工事の完了の通知に対する検査

区分	金額
—略—	—略—

(353) 建築基準 建築設備 15,000円法第87条の4に完了検査 (小荷物において準用する申請等手 専用昇降同法第7条第1数料 機に係る項の規定に基づるものにあ

—略—	—略—
-----	-----

(352) 建築基準 中間検査 次の表の法第7条の3第を受けた左欄に掲4項の規定により建築物を区分する中間検査を受ける完了検査に応じ、けない建築物に査申請等それぞれ係る同法第7条手数料 同表の右第1項の規定に基づく完了検査欄に定める額の申請又は同法第18条第29項の規定による中間検査を受けない建築物に係る同条第20項の規定に基づく工事の完了の通知に対する検査

区分	金額
—略—	—略—

(352)の2 建築 中間検査 次の表の基準法第7条のを受けた左欄に掲3第4項の規定建築物のを区分による中間検査完了検査に応じ、を受けた建築物申請等手それぞれ係る同法第7条手数料 同表の右第1項の規定に基づく完了検査欄に定める額の申請又は同法第18条第29項の規定による中間検査を受けた建築物に係る同条第20項の規定に基づく工事の完了の通知に対する検査

区分	金額
—略—	—略—

(353) 建築基準 建築設備 15,000円法第87条の4に完了検査 (小荷物において準用する申請等手 専用昇降同法第7条第1数料 機に係る項の規定に基づるものにあ

く建築設備の完了検査の申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第16項の規定に基づく建築設備の工事の完了の通知に対する検査

(354) 建築基準 工作物完 10,000円
法第88条第1項了検査申及び第2項にお請等手数いて準用する同料
法第7条第1項の規定に基づく工作物の完了検査の申請又は同法第88条第1項及び第2項において準用する同法第18条第16項の規定に基づく工作物の工事の完了の通知に対する検査

(354)の2 建築 建築物中 次の表の基準法第7条の間検査申左欄に掲3第1項の規定 請等手数に基づく建築物料に応じ、の中間検査の申それぞれ請又は同法第18条第19項の規定に基づく建築物同表の右欄に定めの特定工程工事の終了の通知に対する検査

区分	金額
—略—	—略—

(355) 建築基準 検査済証 120,000円
法第7条の6第の交付を1項第1号及び受ける前第2号並びに第における18条第24項第1建築物等

っては、
9,000円)

く建築設備の完了検査の申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第20項の規定に基づく建築設備の工事の完了の通知に対する検査

(354) 建築基準 工作物完 10,000円
法第88条第1項了検査申及び第2項にお請等手数いて準用する同料
法第7条第1項の規定に基づく工作物の完了検査の申請又は同法第88条第1項及び第2項において準用する同法第18条第20項の規定に基づく工作物の工事の完了の通知に対する検査

(354)の2 建築 建築物中 次の表の基準法第7条の間検査申左欄に掲3第1項の規定 請等手数に基づく建築物料に応じ、の中間検査の申それぞれ請又は同法第18条第28項の規定に基づく建築物の特定工程工事の終了の通知に対する検査

区分	金額
—略—	—略—

(355) 建築基準 検査済証 120,000円
法第7条の6第の交付を1項第1号及び受ける前第2号並びに第における18条第38項第1建築物等

号及び第2号 の仮使用
(これらの規定 認定申請
を同法第87条の 手数料
4並びに第88条
第1項及び第2
項において準用
する場合を含
む。) の規定に
基づく仮使用的
認定の申請に対
する審査

(355)の2～(384)の3の3 －略－
(384)の4 建築 確認済証 証明書1
物、建築設備及 等交付証 通につき
び工作物に係る 明書交付 500円
次の事項の証明 手数料
書の交付

イ －略－

ロ 建築基準法

第7条第5項
及び第18条第
18項 (これら
の規定を同法
第87条の4並
びに第88条第
1項及び第2
項において準
用する場合を
含む。) の規
定による検査
済証の交付を
受けているこ
と。

ハ 建築基準法

第7条の3第
5項及び第18
条第21項 (こ
れらの規定を
同法第87条の
4及び第88条
第1項におい
て準用する場
合を含む。)
の規定による
中間検査合格

号及び第2号 の仮使用
(これらの規定 認定申請
を同法第87条の 手数料
4並びに第88条
第1項及び第2
項において準用
する場合を含
む。) の規定に
基づく仮使用的
認定の申請に対
する審査

(355)の2～(384)の3の3 －略－
(384)の4 建築 確認済証 証明書1
物、建築設備及 等交付証 通につき
び工作物に係る 明書交付 500円
次の事項の証明 手数料

書の交付

イ －略－

ロ 建築基準法

第7条第5項
及び第18条第
22項 (これら
の規定を同法
第87条の4並
びに第88条第
1項及び第2
項において準
用する場合を
含む。) の規
定による検査
済証の交付を
受けているこ
と。

ハ 建築基準法

第7条の3第
5項及び第18
条第30項 (こ
れらの規定を
同法第87条の
4及び第88条
第1項におい
て準用する場
合を含む。)
の規定による
中間検査合格

証の交付を受
けているこ
と。

(385)～(423)の13　－略－

(423)の14　建築　建築物エネルギー 次の表の
物のエネルギー消費性能の向上 消費性能を左欄に掲
等に関する法律基準適合性に応じ、
第41条第1項の認定申請 それぞれ
規定に基づく建手数料 同表の右
建築物エネルギー 欄に定め
消費性能基準に る額
適合している旨
の認定の申請に
に対する審査

区分	金額
イ～ニ　－略－	－略－

第423号の14の表の付表第1

区分	金額
－略－	－略－
建築物のエネルギー消費性能の 向上等に関する法律第34条第1 項の規定に基づく建築物エネル ギー消費性能向上計画の認定及 び建築基準法第7条第5項、第 7条の2第5項又は <u>第18条第18</u> <u>項の規定による検査済証の交付</u> (以下この号において「検査済 証の交付」という。) を受け いる場合	5,000円
－略－	－略－
備考　－略－	

第423号の14の表の付表第2　－略－

第423号の14の表の付表第3　－略－

(423)の15～(478)　－略－

2　－略－

証の交付を受
けているこ
と。

(385)～(423)の13　－略－

(423)の14　建築　建築物エネルギー 次の表の
物のエネルギー消費性能の向上 消費性能を左欄に掲
等に関する法律基準適合性に応じ、
第41条第1項の認定申請 それぞれ
規定に基づく建手数料 同表の右
建築物エネルギー 欄に定め
消費性能基準に る額
適合している旨
の認定の申請に
に対する審査

区分	金額
イ～ニ　－略－	－略－

第423号の14の表の付表第1

区分	金額
－略－	－略－
建築物のエネルギー消費性能の 向上等に関する法律第34条第1 項の規定に基づく建築物エネル ギー消費性能向上計画の認定及 び建築基準法第7条第5項、第 7条の2第5項又は <u>第18条第22</u> <u>項の規定による検査済証の交付</u> (以下この号において「検査済 証の交付」という。) を受け いる場合	5,000円
－略－	－略－
備考　－略－	

第423号の14の表の付表第2　－略－

第423号の14の表の付表第3　－略－

(423)の15～(478)　－略－

2　－略－